

# 仕 様 書

## 第1 総則

- 1 件名（品名）  
水産指導船（指導船）
- 2 形状その他  
FRP製漁船
- 3 数量  
1隻
- 4 この仕様書は、広島市経済局農林水産部水産課（以下、「当課」という。）が購入する水産指導船（以下、「本指導船」という。）について定める。
- 5 仕様に関して疑義のあるときは、当課係員と協議して決定すること。
- 6 受注業者は、製作に先立ち、この仕様書に基づき、契約後1ヶ月以内に下記のことを提出し、当課係員と製作上の細部にわたり十分な打合せのうえ、製作承認を受けること。
  - (1) 製作工程表 3部
  - (2) 諸元明細表 3部
  - (3) 製作図 3部
- 7 受注業者は納入に際し、次のものを提出すること。
  - (1) 船舶検査証書
  - (2) 船舶検査手帳
  - (3) 構造及び取扱説明書
  - (4) 整備点検説明書
  - (5) パーツリスト
  - (6) 写真（原版[電子媒体化したもので可]を含む。）
    - ア 前面、後面 2部
    - イ 左右側面 2部
    - ウ 付属品 2部
- 8 検査及び試験  
本指導船の納入に際しては、下記の試験及び検査を実施し、これに合格したものでなければならない。また、納入までの間に必要に応じて中間検査を行うものとする。
  - (1) 機関性能試験
  - (2) 航行試験
  - (3) 艀装検査
  - (4) 外観検査
- 9 責任  
受注業者は、納入までの間において、本指導船に係る事故が発生した場合は全責任を負うものとする。

10 船舶検査

本指導船の船舶検査については、納入までの間に受注業者において完了させることとし、これに要する諸経費は、受注業者の負担とする。

11 漁船登録

本指導船の漁船登録については、円滑に登録が行われるよう当課の手続きに対し協力すること。

12 保証

本指導船の保証期間は、納入後1年間とする。但し、保証期間後であっても設計不良、工作不良あるいは材質不良に起因する不備が生じた場合には、無償により修理又は取替え等を行うものとする。

13 納入期限

令和8年6月30日（火）

14 納入場所

草津港井口船溜り

（広島市水産振興センター南側 広島市西区商工センター8丁目5番1号）

第2 仕様

1 本指導船は、漁場環境調査や種苗放流、漁業者等への情報提供や指導業務などに年間を通して出動し、船内に各業務を遂行するための設備を有するものである。

堅牢な構造を持ち、良好な推進性能、操縦性、凌波性及び十分な復元性を有し、停船中の左右・水平・重量バランス、防音、耐振動及び耐食性等についても十分検討の上、設計施工されたものでなければならない。

また、本指導船は、本仕様書によって艤装し、かつ関係法規に適合する構造整備を有し、船舶検査証書等の交付を受けた船舶でなければならない。

2 主要諸元・性能

(1) 船体形式等

仕様は以下表のとおりとし、同等の性能及び構造を有するものとする。

項目	仕様
形状	和船型（浅喫水・細長船首尾形）
推進方式	船内機（シャフト）
材	FRP製 （軽量かつ十分な強度及び耐航性を有するもの）
全長 （船首端～船尾端）	10.5m程度
全幅 （最大幅）	3.0m程度
全深 （船底～舷上面：中央部）	1.3m程度
総トン数	5トン未満
搭載人数	日本小型船舶検査機構（JCI）の基準に 適合する範囲内で10名以上
燃料	軽油
燃料積載量	330ℓ以上
航行区域	限定沿海

## (2) その他の構造

本指導船は、主としてかき筏に係船して各種調査を行う際に使用する。

職員が指導船からかき筏へ安全に乗り移り、作業を行うことができるよう、喫水線から舷上面までの高さは過大とならないよう配慮し、概ね1.0m以下とする。

舷が高すぎるもの、またはかき筏との段差が大きくなり乗り移りや作業に支障を生ずるものは同等品とみなさない。ただし、乗降補助のため、船体強度を保ちつつ、両舷の位置に側扉(開閉式ドア)等を設け、同等の作業性を確保する場合はこの限りでない。

船尾部には平坦な作業用甲板を設けること。

## 3 船舶構造設備

(1) 船体構造設備は、標準仕様のほか本仕様書中の器具等を設備するものとする。

(2) 本指導船に使用する機器材は、JIS規格品またはこれと同等以上のISO規格に適合するもので良質の耐海水性加工を施した材料を使用すること。

## 4 機関、電気設備

### (1) エンジン

エンジンは次のディーゼルエンジンとする。

#### ア 型式、台数

立形水冷4サイクルディーゼル機関1基

#### イ 気筒数

6気筒以上

#### ウ 最大出力

279kW (380PS) 以上

#### エ 燃料噴射方式

電子制御を用いない機械式燃料噴射方式とする。

### (2) 推進方式

1基1軸船内機シャフト方式

### (3) プロペラ、シャフトブラケット及びスタンチューブ

プロペラは3翼一体型ブロンズ製(またはニッケルアルミ青銅製)とする。

シャフト及びシャフトブラケットはステンレス鋼(SUS)製とする。

スタンチューブはシール式とする。

### (4) 電気設備

#### ア 蓄電池

本指導船の運航及び活動に支障のない容量以上のもので、点検及び交換が容易にできる場所に取り付けること。また、蓄電池メインスイッチを操舵席付近に設けること。

イ サブバッテリー(24V)を取り付けること。

ウ 主機前充電発電機 2.5KW(24V)を取り付けること。

エ 容量3KW以上の正弦波のインバーターを取り付けること。

#### オ コンセント

キャビン内に100Vコンセント3個及び24Vコンセント2個を設けること。

また、デッキに防水型24Vコンセントを1個設置すること。なお、これらのコンセントには100V及び24V並びに+及び-の表示を行うこと。

カ 第4種汽笛マリンホーンはキャビン上部に設置し、マイク放送可能なアンプユニットは操船席から操作可能な位置に取り付けること。

キ 電動バウスラスタ(第三船用SD185と同等品)を取り付けること。

#### ク アンカーウインチ

左舷側後部に電動のアンカーウインチ（工進製RN-2024H/出力200Wと同等品）を取り付けることとし、併せて右舷側後部に三方ローラーを取り付けること。

#### ケ ビルジポンプ

機関室にビルジポンプ（排水後自動停止するもの）を設置すること。排出口にはスルハル（BC製）を設置する。

#### コ 警報装置

機関室内に浸水警報装置を取り付けること。

#### サ 機関室灯

防水LEDテープライトを取り付けること。

#### シ 分電盤

船内に12回路の分電盤を設置し、各ブレーカーには名称を記入すること。

- (5) 海水用こし器は、内部が確認できるタイプとすること。また、予備冷却海水系統を設け2系統とすること。
- (6) 排気管はステンレス製とし、排気ミキシングは青銅鋳物製とする。
- (7) その他の機関、電気設備機器及び灯火等については、標準仕様及び法令に基づくもののほか、本仕様書中の設備、装備によるものとする。

### 5 操舵設備

- (1) 操舵装置は油圧操舵方式とする。
- (2) 船尾に電動トリムタブ（インジケーター付き）を設置し、最適な走行状態をコントロールできるものとする。
- (3) 離着岸時の操舵を補助するためのスラスタ（電動式）を船首に取り付けること。

### 6 キャビン等

- (1) キャビン本体は、FRPで製作することとし、外側はゲルコート仕上げで十分な強度を有すること。
- (2) キャビン内は、5人以上が収容できるスペースを確保すること。レイアウトについては当課係員と協議の上決定すること。
- (3) キャビン後部のドアには、開放時のストッパーを設けること。また、十分な水密性を有するものとする。
- (4) 操舵席の前方にトイレットルームを設け、電動式マリントイレを取り付けること。
- (5) キャビン内後部に、水温・塩分濃度測定器の接続ケーブルを通すためにキャビンとデッキ間を貫通させる水密性の穴（直径約5cm）を開けること。
- (6) 操船のため視界が十分に確保できる数量のデフロスターを設置すること。
- (7) 短時間でキャビン内の換気を行うため、キャビンにスカイライトハッチを設けること。

### 7 空調

キャビン内を十分に冷暖房及び除湿することができる家庭用冷暖房エアコン（耐塩害性・防水仕様）を取り付けること。

### 8 航海機器

- (1) 次の機器を取り付け、これに必要な架台、配線、付属品及び予備品を取り付ける。

#### ア レーダー

光電製作所製10.4型カラー液晶レーダーMDC-2040A（出力4KW、アンテナ回転数48rpm）と同等品

イ GPS・魚探受信機

本多電子製10.4型カラー液晶プロッターデジタル魚探HE-1011(DGPS外付仕様、出力1KW)と同等品

- (2) 取付位置については、当課係員の指示による。
- (3) レーダーの設置に係る無線局の申請から運用開始までの手続きは、受注業者に委任することとし、申請に必要な費用は受注業者の負担とする。

9 塗装等

- (1) 船体については白色系標準色とし、表示及び標識については、次のとおりとする。  
なお、詳細については、当課係員の指示による。
  - ア 船名「市水丸」 (黒色) 両舷前部側面、船尾
  - イ 広島市 (黒色) 船尾
  - ウ 小型船舶登録番号及び漁船登録番号を定められた位置に表示すること。
- (2) 船底には、プライマーによる下地処理を施し、有効な防汚塗料で塗装すること。  
塗料については当課係員と協議の上決定すること。
- (3) 電蝕防止のため、船体保護亜鉛は十分に行うこと。
- (4) 船体に消火器及び救命胴衣格納場所・着用方法、最大搭載人員の表示を行うこと。

10 取付品及びその他の指示事項

- (1) 船体装備、器具取付及び機器用具等の収納方法については、当課係員と協議の上決定すること。
- (2) 船首に白色ゴム製の防舷材(キングベンドル)を取り付けること。
- (3) 乗降時の落下防止のために、船首デッキは安全な構造とすること。
- (4) デッキで作業する際に降雨や日差しを避けるため、船尾にオーニングテントを設置すること。骨材はステンレス製、天布は遮熱性のものを使用すること。なお、オーニングテントの大きさについては、当課係員と協議の上決定すること。
- (5) アンテナ等の取付にあたっては、ケーブル等キャビン貫通部の漏水防止を十分施すこと。
- (6) バウレールは、右舷のみ取り付けること。

11 その他装備品、附属品

	番号	品名	数量	摘要
法定装備品	1	救命浮環	1	船名を記入したもの
	2	救命胴衣	定員分	定員分、船名を記入したもの
	3	アンカー	1セット	ステンレス製、折りたたみ式コンパクトアンカー10kg スパンエステルロープ(14mm×50m)付
	4	黒球	2個	
	5	消火器	1個	船舶用自動拡散粉末消火器
	6	消防用バケツ	1個	
	7	航海灯	1式	
	8	係船用ロープ	2本	スパンエステルロープ (14mm×15m)
	9	信号紅炎	1式	
	10	標準工具	1式	

指定 装 備 品	1 1	係船ビット	5 個	船首 2 箇所、船尾 2 箇所、左舷中央部 1 箇所
	1 2	ポップアップクリート		フェンダー用 右舷 3 箇所、左舷 3 箇所
	1 3	コンパス	1 式	夜間照明付、操船者が視認しやすい場所に設置
	1 4	レーダー反射器	1 個	

12 その他

本件の納品については 令和 8 年 4 月 1 日以降に行うものとする。